

平成27年4月7日  
在フランクフルト日本国総領事館

### 遺産相続詐欺に関する注意喚起

最近、当館管内に居住する邦人の方に対し、個人資産管理人を名乗る者から「貴殿を相続人とした上、死亡した邦人の遺産の請求手続きを取りたい。関心がある場合は連絡をいただきたい。」旨の英文の手紙が届く事例が報告されています。

手紙には「イギリス在住の人物が、最近滞在先のビルマ（ミャンマー）で家族とともに死亡し、故人の遺産を管理している。」と書かれておりますが、手紙を受領された邦人の方によりますと、手紙の差出人及び死亡した邦人とは全く面識がないとのことでした。

このような事例では、仮に差出人に連絡を取った場合、遺産の現金化や海外送金手数料、現地政府に納める税金等の名目で多額の送金を求められ、送金した後は連絡が途絶え、お金が戻ってこないといった詐欺の事例が発生しています。

万が一、このような手紙を受け取った場合には、不用意に対応することなく、無視するか、弁護士や警察に相談するなどの冷静な対応をお勧め致します。

在留邦人の皆様におかれましては、被害を受けることのないよう十分ご注意ください。